

令和4年度第7回 感染症発生動向調査部会
議事要旨

1 日 時 令和4年10月19日(水) 14:00～

2 場 所 岐阜大学医学部本館 1階 小会議室(岐阜市柳戸1-1)

3 出席者

委 員 : 馬場 尚志(岐阜大学医学部附属病院 生体支援センター センター長)
大西 秀典(岐阜大学大学院医学系研究科 小児科学 教授)
澤田 明(岐阜大学医学部附属病院 眼科 臨床准教授)
加藤 達雄(国立病院機構長良医療センター 呼吸器内科統括診療部長)
大野 元(岐阜県産婦人科医会 理事)
石山 俊次(石山泌尿器科皮膚科)
オブザーバー: 市原 拓(岐阜市保健所 感染症対策課 感染症対策係長)
事務局 : 石塚 敏幸(感染症対策推進課 感染症対策第二係長)
山田 涼子(感染症対策推進課 技師)
今尾 幸穂(保健環境研究所 疫学情報部長)
岡 隆史(保健環境研究所 主任専門研究員)

4 議 題 (進行:大西委員、STI:石山委員)

- (1) 前月の感染症発生動向について
- (2) 検討すべき課題について
- (3) 情報提供すべき事項
- (4) 情報提供(月番委員専門分野から)
- (5) その他(感染症対策推進課から)

5 議事要旨

【前月の感染症発生動向について】

- ・事務局からの説明は資料のとおり。
- ・月番委員のコメントについては資料のとおり。

【検討すべき課題について】

○感染症発生動向調査の位置づけについて

<委員から>

- ・地方衛生研究所などで実施されている病原体の行政検査について教えてもらいたい。

<事務局から>

- ・病原体の行政検査は、基本的に感染症法で定められた疾患について実施されています。しかし脳症などのようにその必要性が認められ、かつ分析が可能な場合は、医療機関、保健所及び地方衛生研究所が協議のうえ、それ以外の検査にも対応しています。

<委員から>

- ・感染症法で定められた疾患の区分とその対応について再確認したい。

<事務局から>

- ・感染症法で定められた疾患は、1類感染症から5類感染症などの区分が定められており、各区分によってその対応も異なります。1類感染症や2類感染症などは、社会への影響の大きい疾患が定められているため、予防措置のための行動制限や医療費の補助など、他の区分にはない対応も定められています。